

# 訴訟中の被侵害請求項の追加主張

—訴訟物・時機に後れた攻撃防御方法—  
知財高判令和6年2月21日令和5年（ネ）第10071号とその実務上の意義

会員・弁護士 森本 晃生



## 要 約

知財高裁は、原審での侵害論の心証開示後に提出された、追加の請求項に基づく主張について、原審が訴えの追加的変更の許否の問題と捉えたのに対し、時機に後れた攻撃方法として却下した。これは従前の知財高裁判決の趨勢に沿ったものだが、同一特許の請求項である限り特許権としては同一であるから、訴訟物は同一であるとの判断を基底に据えた点で特色がある。この考えに立つと、同一特許の別の請求項にもとづく係属中の別訴や判決確定後の後訴も、前者は重複起訴禁止により、後者は既判力による遮断又は信義則違反で封じられることになる。実際、そのような帰結となった先行下級審裁判例も存在する。信義則の働く範囲についてはなお検討の余地があるが、実務上は、主張可能な請求項は全部主張しておく安全策を取らざるを得ない。

## 目次

- はじめに
- 事案の概要
- 判旨
  - 訴えの変更か時機に後れた攻撃防御か～訴訟物の同一性
  - 時機に後れた攻撃防御方法却下要件のあてはめ検討
- 問題の所在
  - 控訴審判決の論理
  - 控訴審判決の論理の帰結及び既存裁判例との符合
- おわりに

## 1. はじめに

特許権者が特許侵害訴訟を提起するにあたり、被疑侵害製品をカバーする請求項が複数ある場合に、なるべく多くの被疑侵害製品をカバーできる請求項を主に据え、適宜従属項等も選択することが通常であるが、自信のある場合には、当初は従属項や解釈上の争点が生じうる独立項にかかる侵害を主張せず、訴訟の経過、特に被告側の防御とそれに対する裁判所の指揮をふまえて、主張を追加することも少なくない。

しかし、このような主張の追加が常に許されるわけではない。この点に関係する民事訴訟法上の規定は訴えの変更の制限（143条1項ただし書）と時機に後れた攻撃防御方法の却下（157条1項）である。民事訴訟法143条1項は、「原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。」と規定し、民事訴訟法157条1項は、「当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。」と規定する。

その適用関係につき、下級審裁判例として、控訴審の第二回口頭弁論期日（弁論終結）の4日前に訴えの変更と

して提出された追加の請求項による主張を時機に後れた攻撃防御方法として却下した事例（知財高判平成28年12月8日平成28年（ネ）第10031号）、追加の請求項に基づく控訴審第一回口頭弁論期日での主張を訴えの追加的変更ではなく新たな攻撃方法と解した上で、被疑侵害者の反論の機会を与えずとも訴訟を完結できるとの判断の下に、時機に後れた攻撃防御方法として却下しなかった事例（知財高判平成29年4月27日平成28年（ネ）第10103号）が存在していたところ、今般、大阪地裁と知財高裁とで判断が分かれた事件を紹介するとともに、本事件の知財高裁判決の実務に対する影響を考察する。

## 2. 事案の概要

控訴人（一審原告）Xは、特許第5737664号の特許権者であり、被控訴人（一審被告）Yに対し、その請求項1にかかる特許権侵害を主張して、Y製品の譲渡等の差止めと損害賠償を求めて大阪地裁に訴えを提起した。大阪地裁（第21民事部：武宮英子裁判長）が、令和4年11月28日に書面による準備手続中の協議（実体はWeb会議）において、双方当事者に非充足の心証を開示して和解協議を促したが、令和5年1月27日の和解協議において和解協議は打ち切れ、口頭弁論の終結に向けて、Xは、これまでの主張の補充及び反論を記載した書面を提出する旨述べた。しかし、Xは、同年2月27日付準備書面で新たに請求項3（請求項1の従属項）に係る特許権侵害を理由とする請求原因を追加主張した。被疑侵害製品及び差止対象行為に変更はなかった。

Yは、当該追加主張につき、当初より主張可能であったからXには故意または重過失があり、時機に後れるものと主張するとともに、求釈明及び新たな公知資料の検索が必要になるために訴訟の完結を遅延させ、あるいは著しく訴訟手続を遅滞させることになると主張して、攻撃方法に該当する場合は民法157条1項に基づく却下を求め、訴えの追加的変更該当する場合は同法143条4項に基づく訴えの変更を許さない旨の決定を求めた。

原審判決（大阪地判令和5年6月15日令和3年（ワ）第10032号）は、かかる「追加は、被告製品が、本件発明にかかる請求項とは別の請求項記載の本件発明2の技術的範囲に属するとして請求原因を主張し、本件特許権の侵害に基づく各請求を追加するものであるから、訴えの追加的変更に応じ」り、かつ著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとして、民事訴訟法143条1項ただし書及び同4項により、かかる追加主張を斥けた。X控訴。（事件の争点としては均等論の成否もあるが割愛する。）

## 3. 判旨

### 3. 1 訴えの変更か時機に後れた攻撃防御か～訴訟物の同一性

知財高裁（第4部：宮坂昌利裁判長）は、以下のとおり、本件追加主張によっても訴訟物及び請求原因の変更はないとして、本件は時機に後れた攻撃防御の問題であるとした（下線部は筆者が附加した。以下同じ）。

「当裁判所は、本件請求原因の追加は攻撃方法の提出であって、民事訴訟法143条ではなく同法157条の規律に服するものではあるが、結論的には時機に後れたものとして却下を免れないと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

(1) 控訴人の本件請求は、特許法100条1項、3項に基づく差止請求、廃棄請求及び不法行為に基づく損害賠償請求である。そのいずれも、被控訴人による被控訴人製品の譲渡等が控訴人の有する「本件特許権」を侵害するとの請求原因に基づくものである。

そして、特許法は、一つの特許出願に対し一つの行政処分としての特許査定又は特許審決がされ、これに基づいて一つの特許が付与され、一つの特許権が発生するという基本構造を前提としており、請求項ごとに個別に特許が付与されるものではない。そうすると、ある特許権の侵害を理由とする請求を法的に構成するに当たり、いずれの請求項を選択して請求原因とするかということは、特定の請求（訴訟物）に係る攻撃方法の選択の問題と理解するのが相当である。請求項ごとに別の請求（訴訟物）を観念した場合、請求項ごとに次々と別訴を提起される応訴負担を相手方に負わせることになりかねず不合理である。当裁判所の上記解釈は、特許権の侵害を巡る紛争の一回的解決に資するものであり、このように解しても、特許権者としては、最初から全ての請求項を攻撃方法とする選択肢を与えられているのだから、その権利行使が不当に制約されることにはなら

ない。

(2) 以上によれば、控訴人による本件請求原因の追加は、訴えの追加的変更にあたるものではなく、新たな攻撃方法としての請求原因を追加するものにとどまるから、本件請求原因の追加が民事訴訟法 143 条 1 項ただし書により許されないとした原審の判断は誤りというべきである。」

### 3. 2 時機に後れた攻撃防御方法却下要件のあてはめ検討

知財高裁は、原審の訴訟経過を具体的に検討し、本件主張追加は早期に可能であったと認定して、時機に後れた攻撃防御方法に当たるとし、重過失も認めた。

「…本件請求原因の追加が『時機に後れた』ものといえるかどうかを検討するに、本件において、控訴人が本件請求原因の追加を求めた理由は、請求項 1 に係る本件発明 1 の技術的範囲の属否を問題とする限り、被控訴人が提出した公知文献…との関係で均等論の第 4 要件（公知技術等の非該当）は満たさないと判断される可能性が高いことを踏まえ、本件付加構成を備える請求項 3 に係る本件発明 2 を議論の俎上に載せることで、均等論の第 4 要件をクリアしようとしたものと理解される。

しかし、…均等論の第 4 要件を争う被控訴人の主張は、既に答弁書の段階で詳細かつ具体的に提出されており、これに対する対抗手段として、本件請求原因の追加を検討することは可能であったものである。その後、約 9 か月にわたり双方が主張書面を 2 往復させてこの点の主張立証を尽くしていたところ、その後に裁判所からの心証開示を受けた後に、しかも、控訴人自ら、補充的な書面提出のみを予定する旨の進行意見を述べていたにもかかわらず、突然、本件請求原因の追加を行ったものであって、これが時機に後れた攻撃方法の提出に当たることは明らかである。

…次に、故意又は重過失の要件についてみるに、本件請求原因の追加は、当初から本件特許の内容となっていた請求項 3 を攻撃方法に加えるという内容であるから、その提出を適時にできなかった事情があるとは考え難い。外国文献等をサーチする必要があったケースとか、権利範囲の減縮を甘受せざるを得なくなる訂正の再抗弁を提出する場合などは異なる。控訴人からも、やむをえない事情等につき具体的な主張（弁解）はされていない。そうすると、時機に後れた攻撃方法の提出に至ったことにつき、控訴人には少なくとも重過失が認められるというべきである。

…そして、本件請求原因の追加により、訴訟の完結を遅延させることとなるとの要件も優に認められる。すなわち、本件発明 2 の本件付加構成を充足するか否かについては、従前全く審理されていないから、本件請求原因の追加を許した場合、この点について改めて審理を行う必要が生ずることは当然である。そして、被控訴人は、仮に本件請求原因の追加が許された場合の予備的主張として、本件発明 2 の本件付加構成のクレーム解釈及び被控訴人製品の特定に関する詳細な求釈明の申立てをする…などしていることを踏まえると、この点の審理には相当な期間を要し、訴訟の完結を遅延させることとなることは明らかである。

…

以上によれば、控訴人の請求を全部棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」

## 4. 問題の所在

### 4. 1 控訴審判決の論理

原審判決は、同一特許の別の従属項にかかる主張を請求原因の変更と解し、かつ、本件追加主張を、「本件特許権の侵害に基づく各請求を追加する」訴えの追加的変更<sup>(1)</sup>と認定した。つまり原審判決は、同一特許の各請求項に基づく請求は、訴訟物<sup>(2)</sup>すなわち審判対象たる権利関係が異なるという発想に立ったものと思われる。

これに対し、控訴審判決は、多項制の下でも、特許権は、1 件の特許について 1 個のみ生じるとの理解から出発する。そうすると、被疑侵害製品を技術的範囲に含む別の請求項を追加主張しても、差止対象及び不法行為損害賠償対象となる具体的行為として新たなものが生じない限り、追加主張の前後で、特定の特許権にもとづく特定行為の差止請求権の存否、あるいは特定の特許権にもとづく特定行為についての不法行為損害賠償請求権の存否が審判

の対象である点に何ら変動はないから、訴訟物の変動はない。当然、かかる追加主張は、請求原因を変更するものではないから、訴えの変更に当たらないことになる。

反面、かかる追加主張の訴訟上の位置づけは、同一の特許権に基づく請求を基礎づけるための攻撃防御方法の1つという整理が導かれる<sup>(3)</sup>。要件的に、訴えの変更の制限の「著しく訴訟手続を遅滞させる」と時機に後れた攻撃防御方法の却下の「訴訟の完結を遅延させる」は、実質的にはあてはめで差異を生じないと思われるが、時機に後れた攻撃防御方法の却下においては、適時提出主義（民事訴訟法 156 条）との関係で、追加主張がそれまでの審理状況を勘案して、より早く適時の提出が期待できたかという観点で、「時機に後れた」かどうか判断され、かつ故意重過失の要件も、遅れた提出に合理的理由がない限り重過失が推定されるという点では、この判断とかがぶる部分が大きい<sup>(4)</sup>。

この点、控訴審判決は、原審の訴訟経過を丁寧に拾い上げて、時機に後れ、かつ重過失ありと評価している。この点、控訴審判決が、特許権者が原審裁判所の心証開示後に補充的な書面提出のみを予定する旨の進行意見を述べていた事実を、故意重過失判断ではなく、「時機に後れた」との認定において特記し、その考慮要素に加えたとみられる一方、期待可能性は故意重過失で評価している点が注目される。控訴審判決が、外国文献のサーチが必要な主張や訂正の再抗弁に伴う主張を、やむを得ない事例として本件と傍論的に区別するのも、故意重過失阻却においてである。

控訴審判決は、結論において事案の解決として妥当であり、理論的枠組においても堅実な構成であって、先行裁判例の立場を踏襲するとともに、冒頭に挙げた従前の2判決では詳しく論じられなかった、特許権及び多項制の実体法上の性質とその訴訟法上の投影について、理論的な根拠を明らかにしたと評価できる。同一特許の別の請求項に基づく主張の追加が請求原因の変更にあたらないとの立場が固まったと考えられるところ、特許権者側では、主張する請求項とタイミングにつき、以下のとおり、実務上相当に気を付けなくてはいけない。

#### 4. 2 控訴審判決の論理の帰結及び既存裁判例との符合

控訴審判決の論理を敷衍すると、実務上、侵害を主張する請求項の追加は、第一審の侵害論心証開示までに終えていなければならないということになる。なぜなら、当該訴訟で時機に後れた攻撃防御方法として主張できないだけでなく、同一特許権に基づく請求であって訴訟物が同じという前提に立つため、同一製品等についての追加の請求項に基づく別訴提起も封じられてしまうからである。

訴訟係属中の場合には、同一事件の重複起訴が禁止される（民事訴訟法 142 条）。近時は、重複起訴禁止が働く場合に直ちに後訴を訴え却下とするのではなく、必要に応じて移送の上、前訴と弁論併合すべきとする説が有力であるが<sup>(5)</sup>、時機に後れた攻撃防御方法となる場合には、弁論併合も許されるべきではないから、結局訴え却下とするほかない。

もっとも、事件の同一性＝訴訟物の同一性と解する通説<sup>(6)</sup>に立つ限り、重複起訴禁止の規律が及ぶのは訴訟物が同一の事件に限られるから、例えば、係属中の訴訟で差止請求しか行っていない場合には、不法行為損害賠償請求の別訴を提起し、別訴において追加の請求項に基づく主張も行う余地は残ることになる。判例の立場も、賃借権確認訴訟と賃借権に基づく引渡請求訴訟について重複起訴を許した事例判決<sup>(7)</sup>からすると、同様の結論となろうかと思われる。ただし、有力説には、訴訟物たる権利関係が同一であり、主要な法律要件事実を共通にする場合にも、事件の同一性を認める説<sup>(8)</sup>や判決内容の矛盾抵触の恐れがある場合に民事訴訟法 142 条の適用を認める説<sup>(9)</sup>があり<sup>(10)</sup>、これら近時の有力説に立てば、かかる別訴が排除されることになる。

判決確定後は、同一製品について、すくなくとも、前訴が差止請求を含んでいた場合には差止請求につき、前訴が不法行為損害賠償請求を含んでいた場合には、前訴事実審最終口頭弁論終結時以前の被疑侵害者の行為にかかる不法行為損害賠償につき、それぞれ既判力（民事訴訟法 114 条 1 項）による遮断が生じてしまう。

特許侵害訴訟においても、前訴と後訴で同じ特許の別の請求項に基づく差止訴訟を提起した場合に、既判力により請求棄却とした下級審裁判例<sup>(11)</sup>がある。

もっとも、前訴判決確定後の後訴による、①前訴が不法行為損害賠償請求のみだった場合の差止請求、②前訴が

差止請求のみだった場合の不法行為損害賠償請求、及び③前訴に不法行為損害賠償請求が含まれていた場合の、前訴事実審最終口頭弁論終結時より後の行為についての不法行為損害賠償請求については、前訴確定判決の既判力の遮断を受けない。ここで問題となるのが、紛争の蒸し返しとして信義則（民事訴訟法2条）による主張制限が働くか、という問題である。

事例判決であるが、最高裁は、土地の所有権移転登記手続請求訴訟<sup>(12)</sup>において、後訴の請求原因事実が前訴の請求原因事実の前提事情として前訴の主張に現れていた事案において、①「実質的には、前訴のむし返しというべきものである」こと、②「前訴において本訴の請求をすることに支障もなかった」こと、③問題となる事実の発生から約20年経過し、被告「の地位を不当に長く不安定な状態におくことになること」を考慮して、信義則による遮断を認めた。

特許訴訟においても、「後訴の請求又は後訴における主張が信義則に照らして許されないか否かは、前訴及び後訴の各請求及び主張内容、前訴における当事者の主張・立証の状況、前訴と後訴の争点の同一性、前訴において当事者がなし得たと認められる訴訟活動、後訴の提起に至る経緯及び後訴提起の目的、前訴判決の確定からの経過期間、前訴確定判決による紛争解決に対する当事者の期待の合理性や当事者間の公平の要請などの諸事情を考慮して、後訴の提起又は後訴における主張を認めることが正義に反する結果を生じさせることになるか否かで決すべきである」との一般論の下に、前訴と後訴で不法行為損害賠償の対象期間と侵害を主張する請求項が異なる事案について、信義則違反による訴え却下を行った下級審裁判例<sup>(13)</sup>がある。

この「装飾品鎖状端部の留め具」事件において、原審判決は、前訴終結からの経過時間並びに製品、特許権、争点及び特許権者の達成しようとする目的の同一性を根拠に、前訴の蒸し返しであると評価したところ、控訴審判決は後訴で主張された請求項にかかる発明が、前訴で主張された発明の技術的範囲を狭めたものにすぎない点を更に摘示している。

なお、下級審裁判例に、上記最高裁判決を承け、「確定判決後の後訴において当事者が実質的に前訴のむしかえしというべき請求や主張を繰り返したり、前訴においてこれをすることに何ら支障がなかった請求及び主張を後訴にいたってはじめて持出したりすることは、前訴の勝訴者の地位を不当に長く、不安定な地位におくことになるから、このような後訴における請求もしくは主張は、信義則に照して許されない」との一般論に立ちつつ、「控訴審の審理を経ることなく第一審判決の確定によって終了した前訴において両当事者の主張と立証とは十分に尽くされたものとは必ずしもいいがたく、争点についての裁判所の審理も充分に行われたものとはいいいがたい」との認定と、当事者の利益衡量を加えた結果、信義則による遮断を排除したものがある<sup>(14)</sup>。

当該名古屋高裁判決は、主張立証の機会が尽くされたと見られない場合には信義則による遮断を認めない学説<sup>(15)</sup>から引用されるが、控訴の争点が公序良俗違反による無効であった事情も利益衡量上考慮されたとみられるため、その評価を割り引く必要がある。

侵害を主張する請求項を改めての後訴は、給付の種類が前訴と同一の場合はもとより、別の種類（差止又は損害賠償）である場合でも、同一の特許権の侵害を主張するものにすぎないから、前訴の蒸し返しであり、前訴において主張に支障がなかったとの認定を免れることは難しい。また、前訴において時機に後れた攻撃防御方法として却下されていた場合には、後訴を認めると、紛争の早期解決の担保という民事訴訟法157条の趣旨が没却されることになる。

本件知財高裁判決の事案のように、特許権者側がもはや新しい主張がない旨表明していた場合には、主張立証の機会が尽くされたと認定されることにもなる。現在の特許侵害訴訟実務において、期日調書に記載されるかどうかはともかく、裁判所は心証開示前にこの点の確認を行うのが通常であるので、多くのケースで前訴における主張立証の機会が尽くされたと認定されると思われる。なお、信義則による遮断が主張された場合、前訴において主張立証の機会が尽くされたといえない事情は、特許権者側で主張立証する必要があると考えられる。

そうすると、前訴既判力が及ばない場合でも、追加の請求項にもとづく後訴は信義則により遮断される可能性が高い。もちろん、被疑侵害者の実施行為のカテゴリーが異なる場合や、製品が異なる場合には別論である。

なお、本件の原審判決のように、追加の請求項に基づく主張を訴えの変更、すなわち別の訴訟物に対する訴えと

解する場合には、訴訟係属中の別訴も重複起訴として却下されないことになる。請求項ごとに別個の紛争としてとらえる以上は、別の請求項による後訴を紛争の蒸し返しとはいえなくなるし、特許権者側がもはや新しい主張がない旨表明しても当該請求項限りのものと評価され、前訴において控訴にかかる請求項について主張立証が尽くされたとはいえなくなる。したがって、前訴における主張についての支障がない点には変わりないとしても、さらに特段の事情がない限り、信義則による遮断も働かないケースが多くなると思われる。

しかし、下級審の方向性は定まったと考えられ、実務対応としても、権利行使の局面では、知財高裁の立論を前提に、主張可能と思われる請求項を全部主張することにならざるをえない。準備書面が大部になるのは避けがたい帰結である。

また、権利化の段階では、多項一出願による権利化は、少数項複数出願（当初出願からの分割を含む）と比較して、費用面では有利だが、訴訟の自由度では不利というトレードオフ関係の検討を、従前にもまして意識せざるを得ない。同一特許の独立項としてではなく別特許であれば、同時別件提訴の場合に担当部間での当たり外れに保険をかけられるだけでなく、先行する訴訟の進行を見ながら、二の矢を放つという使い方も余裕をもってできるわけで、防衛的出願か攻撃的出願かに応じて、顧客に対する提案も異なりうる。

もっとも、形式上独立の特許であっても、一方が他方の発明の技術的範囲を限定したものにすぎない場合には、後訴の信義則違反による訴え却下の規律が働く可能性、少なくともそこが争点化される可能性がある点には留意が必要である。また、並行訴訟の場合、重複起訴禁止の適用まではされなくても、弁論の併合（民事訴訟法152条1項）の可能性はある。

## 5. おわりに

老子にいう、「萬物竝び作るも、吾は以て其の復するを觀る。夫れ物は芸芸たるも、各其の根に歸す。根に歸すれば曰ち静、静ならば曰ち命に復し、命に復するは曰ち常、常を知らば明、常を知らざれば妄く凶を作す。」<sup>(16)</sup>と。韓非子解老篇・喻老篇の響に倣い、卓近な法律実務に牽強付会すると、個別現象を透徹し、法制度・概念の本質に立ち返ることで、安全性、再帰性の高い定石を思考及び実践できる（古典ギリシャ語にいうプロネーシス *προνησις*）と解釈することもできるかもしれない。

行政手続としての無効審判請求が請求項ごとに可能なことから、実体法上の特許権についても請求項ごとに複数成立するかのようについ錯覚しがちであるが、特許権が特許単位で1個の不可分の権利<sup>(17)</sup>であることは、特許法全体のつくりから自然な理解であり、請求項別の現物分割による共有物分割（民法256条）ができないと解されている<sup>(18)</sup>こととも符合する。

同じ発明関係でも、権利化の態様により、特許権の個数と使い勝手が異なってしまうが、これは特許権が自然権ではなく、行政処分によって設定された特権であって、対世的には侵害処分<sup>(19)</sup>でもあるという本質論に立ち返れば、異とするに足りない。

そしてまた、本事件は、権利侵害に対する救済のプロセスも、法の支配の手続的側面としての民事訴訟法一般の枠組と軌を一にしてなされるということ、実務家に再認識させるものでもある。弁理士のみならず、弁護士においても民事訴訟法の理解が不十分な者が筆者も含め少なくない。自省を込めて本件事件並びに関連判決を諸兄に紹介する次第である。

### (注)

- (1) 伊藤眞『民事訴訟法』第8版（有斐閣、2023年）678頁。
- (2) 前掲注1 伊藤 222頁。
- (3) 知財高判平成28年12月8日平成28年（ネ）第10031号が「特許権に基づく差止請求等に係る請求原因として、同一の特許に係る別の請求項に係る発明を追加するものであるから、訴えの追加的変更には当たらず、攻撃防御方法を追加するものと解される」とするもの、行使される特許権は1個であるとの理解に立つものと解される。
- (4) 前掲注1 伊藤 323-324頁。
- (5) 兼子一編『条解民事訴訟法』第2版（弘文堂、2011）[竹下守夫=上原敏夫] 826頁

- (6) 兼子一『民事訴訟法体系』増訂版（酒井書店、1965）175頁、前掲注5 兼子編〔竹下＝上原〕821-826頁。
- (7) 最一小判昭和33年3月25日民集12巻4号589頁。後続の最高裁判決として最一小判昭和52年3月24日民集120号299頁。
- (8) 前掲注1 伊藤244頁。
- (9) 三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』第3版（有斐閣、2018）〔笠井正俊〕528-530頁
- (10) 学説の動向全般につき、高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編『注釈民事訴訟法 第3巻』（有斐閣、2022）〔本間靖規〕262-270頁。
- (11) 東京地判令和2年11月25日令和元年（ワ）第29883号及びその控訴審判決である知財高判令和3年4月20日令和2年（ネ）第10068号（「装飾品鎖状端部の留め具」事件）。ただし、控訴審判決に原審判決の引用を超える判示はない。
- (12) 最一小判昭和51年9月30日民集30巻8号799頁。
- (13) 前掲注11 東京地判令和2年11月25日及び同知財高判令和3年4月20日。
- (14) 名古屋高判昭和54年11月28日判時954号42頁。
- (15) 前掲注1 伊藤603頁注212。
- (16) 老子帰根章第十六。テキストは、小池一郎『老子訳注 帛書「老子道德経」』（勉誠出版、2013）所収の馬王堆帛書本も捨てがたいが、より文体の洗練された、武内義雄訳註『老子』（岩波文庫、1938）所収の敦煌本に従い、読み下しは両書参照の上、筆者による。
- (17) これに対し、著作物の場合には、創作という事実行為から、鑑賞、公表、取引の単位としての「作品」の個数とは別に、自己完結した著作物と観念できる限り、客観的に複数の著作物が生じ、各々に権利の束としての著作権が発生する。そのため、複数訴訟間での二重起訴禁止や信義則による遮断の適用関係は、一律に論じることができない。
- (18) 中山信弘・小泉直樹編『新・注解特許法 [中巻]』（青林書院、2017）〔森崎博之＝根本浩〕1420頁、中山信弘『特許法』第5版（弘文堂、2023）341頁、特許業務法人志賀国際特許事務所・東京ステーション法律事務所編『特許訴訟・審判の論点と留意点』（発明推進協会、2022）〔拙稿〕599頁。
- (19) 塩野宏『行政法Ⅰ』第6版（有斐閣、2015）128頁。

(原稿受領 2024.3.19)